

鳥取市の中核市移行等に伴う関係条例の整備に関する条例

(鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

第1条 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表（第2条関係）	別表（第2条関係）
<p>略</p> <p><b>8の36</b> 鳥取県地球温暖化対策条例 (平成21年鳥取県条例第36号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(7) 略</p>	<p>略</p> <p><b>8の8</b> 鳥取県地球温暖化対策条例 (平成21年鳥取県条例第36号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(7) 略</p>
<p>略</p> <p><b>9の2</b> 済み地盤法（昭和58年法律第43号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(16) 略</p>	<p>略</p> <p><b>9の2</b> 済み地盤法（昭和58年法律第43号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(16) 略</p>
<p><b>9の3</b> 鳥取県公害防止条例（昭和46年鳥取県条例第35号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) <u>第17条第1項の規定によるばい煙関係特定施設の設置の届出の受理</u></p> <p>(2) <u>第18条第1項の規定によるばい煙関係特定施設の届出の受理</u></p> <p>(3) <u>第19条第1項の規定によるばい煙関係特定施設の構造等の変更の届出の受理</u></p> <p>(4) <u>第20条の規定による計画の変更又は廃止の命令</u></p> <p>(5) <u>第21条第2項の規定による期間の短縮</u></p>	<p><b>9の3</b> 鳥取県公害防止条例（昭和46年鳥取県条例第35号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p>

	(6) 第22条の規定による氏名の変更等の届出の受理		
	(7) 第23条第3項の規定による地位の承継の届出の受理		
	(8) 第25条第1項の規定による改善命令等		
	(9) 略	(1)	略
	(10) 略	(2)	略
	(11) 略	(3)	略
	(12) 略	(4)	略
	(13) 略	(5)	略
	(14) 略	(6)	略
	(15) 略	(7)	略
	(16) 略	(8)	略
	(17) 略	(9)	略
	(18) 略	(10)	略
	(19) 略	(11)	略
	(20) 略	(12)	略
	(21) 略	(13)	略
	(22) 略	(14)	略
	(23) 略	(15)	略
	(24) 略	(16)	略
	(25) 略	(17)	略
	(26) 略	(18)	略
10 鳥取県公害防止条例に基づく事務	各市町村	10 鳥取県公害防止条例に基づく事務	各市町村
のうち、次に掲げるもの		のうち、次に掲げるもの	
(1)～(15) 略		(1)～(15) 略	
10の2 鳥取県石綿健康被害防止条例 (平成17年鳥取県条例第67号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの	鳥取市		
(1) 第6条第2項の規定による石綿の粉じんの排出又は飛散を防止する措置の勧告			
(2) 第6条第3項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わない旨の公表			
(3) 第6条の4第1項及び第2項の規定による事前調査結果の報告の受理			
(4) 第6条の5第1項の規定による解体等作業の一時停止等の勧告			
(5) 第6条の5第2項の規定による解体等作業の一時停止等の命令			
(6) 第6条の5第3項の規定によ			

<p>る公表</p> <p>(7) 第7条第1項及び第2項の規定による石綿粉じん排出等作業の実施の届出の受理</p> <p>(8) 第7条第4項の規定による石綿粉じん排出等作業の届出の内容の変更の勧告</p> <p>(9) 第8条第1項の規定による石綿粉じん排出等作業の改善又是一時停止の勧告</p> <p>(10) 第8条第2項の規定による石綿粉じん排出等作業の改善又是一時停止の命令</p> <p>(11) 第8条第3項の規定による公表</p> <p>(12) 第10条の規定による処理予定量等の届出等の受理</p> <p>(13) 第10条の2の規定による通報の受理</p> <p>(14) 第11条第1項の規定による立入検査等</p> <p>(15) 第12条第1項の規定による情報の公表</p> <p>(16) 第12条第2項の規定による公表した情報に関する書類その他の物件の保存</p> <p>(17) 第13条の規定による弁明の機会の付与</p>	
<p>10の3 鳥取県使用済物品等の放置防止に関する条例（平成27年鳥取県条例第54号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 第7条第1項の規定による使用済物品回収業の届出（鳥取市の区域内にある使用済物品を保管する場所（以下この項において「保管場所」という。）に係るもの及び使用済物品の収集又は運搬を行う区域が鳥取市の区域内に限られる使用済物品回収業（保管場所が鳥取県の区域内にあるものを除く。）に係るものに限る。（2）及び（3）において同じ。）の受理</p> <p>(2) 第7条第2項の規定による使</p>	鳥取市

用済物品回収業の変更の届出の受理				
(3) 第10条の規定による使用済物品回収業の廃止の届出の受理				
(4) 第12条第1項の規定による報告の要求及び検査（鳥取市の区域内にある保管場所に係るもの及び鳥取市の区域内における収集又は運搬に係るものに限る。(5)、(6)及び(8)において同じ。）				
(5) 第13条の規定による使用済物品の収集、運搬又は保管をする者に対する指導又は助言				
(6) 第14条の規定による改善命令				
(7) 第18条第1号の規定による過料の処分((1)から(3)までに掲げる事務に係るものに限る。)				
(8) 第18条第2号から第4号までの規定による過料の処分				
略				
19 化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）第2条第2項ただし書の規定による死亡獣畜の解体、埋却及び焼却の許可	各市町村 <u>(鳥取市を除く。)</u>	19 化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）第2条第2項ただし書の規定による死亡獣畜の解体、埋却及び焼却の許可	各市町村	
19の2 化製場等に関する法律に基づく事務のうち、次に掲げるもの（同法第9条第1項、第2項及び第4項の条例を定める事務を除く。） (1)～(7) 略	倉吉市	19の2 化製場等に関する法律に基づく事務のうち、次に掲げるもの（同法第9条第1項、第2項及び第4項の条例を定める事務を除く。） (1)～(7) 略	鳥取市及び倉吉市	
19の3 クリーニング業法施行規則（昭和25年厚生省令第35号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 第3条の規定によるクリーニング師試験の受験願書の受理及び知事への送付 (2) 第4条の規定によるクリーニング師の免許の申請の受理及び知事への送付 (3) 第6条第1項の規定による免許証の再交付の申請の受理及び知事への送付 (4) 第6条第2項の規定による免許証の提出の受理及び知事への送付	鳥取市			

	(5) 第8条第1項の規定による免許証の訂正の申請の受理及び知事への送付 (6) 第9条の規定による免許証の返納の受理及び知事への送付 (7) 第10条第1項の規定による登録の抹消の申請の受理及び知事への送付 (8) 第10条第2項の規定による免許証の返納の受理及び知事への送付		
19の4 調理師法（昭和33年法律第147号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの	(1) 第3条第1項の規定による免許の付与 (2) 第5条第1項の規定による調理師名簿への登録 (3) 第5条第3項の規定による調理師免許証の交付 (4) 第5条の2第1項の規定による届出の受理 (5) 第6条の規定による免許の取消し	鳥取市	
19の5 調理師法施行令（昭和33年政令第303号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの	(1) 第11条第2項の規定による名簿の訂正の申請の受理 (2) 第12条第1項の規定による登録の消除の申請の受理 (3) 第13条第2項の規定による免許証の書換交付の申請の受理 (4) 第14条第2項の規定による免許証の再交付の申請の受理 (5) 第14条第4項の規定による免許証の返納の受理 (6) 第15条の規定による免許証の返納の受理 (7) 第16条の規定による免許を与えた都道府県知事への通知	鳥取市	
19の6 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの		鳥取市	

	(1) 第7条第1項の規定による違反行為に係る措置命令 (2) 第7条第2項の規定による資料の提出の要求 (3) 第29条第1項の規定による報告等の命令及び立入検査等			
19の7 不当景品類及び不当表示防止法施行令（平成21年政令第218号）第23条第2項の規定による消費者庁長官への報告（19の6の項に掲げる事務に係るものに限る。）	鳥取市			
19の8 製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 第7条第1項の規定による製菓衛生師名簿への登録 (2) 第7条第3項の規定による製菓衛生師免許証の交付 (3) 第8条の規定による免許の取消し	鳥取市			
19の9 製菓衛生師法施行令（昭和41年政令第387号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 第1条の規定による免許の申請書の受理 (2) 第3条第2項の規定による名簿の訂正の申請の受理 (3) 第4条第1項の規定による登録の消除の申請の受理 (4) 第5条第2項の規定による免許証の書換交付の申請の受理 (5) 第6条第2項の規定による免許証の再交付の申請の受理 (6) 第6条第4項の規定による免許証の返納の受理 (7) 第7条の規定による免許証の返納の受理 (8) 第8条の規定による免許をえた都道府県知事への通知	鳥取市			
19の10 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 第12条の2第1項の規定によ	鳥取市			

	る事業の登録			
(2)	第12条の4の規定による登録 営業所の登録の取消し			
(3)	第12条の5第1項の規定によ る登録業者からの報告の徵収及び 立入検査等			
19の11	建築物における衛生的環境の 確保に関する法律施行規則（昭和46 年厚生省令第2号）に基づく事務の うち、次に掲げるもの (1) 第32条の規定による登録証明 書の交付 (2) 第33条第1項の規定による登 録業者の変更等の届出の受理	鳥取市		
19の12	動物の愛護及び管理に関する 法律（昭和48年法律第105号）に基づ く事務のうち、次に掲げるもの (1) 第11条第1項（第13条第2項 又は第14条第4項において準用す る場合を含む。）の規定による第 一種動物取扱業者登録簿への登録 (2) 第11条第2項（第13条第2項 又は第14条第4項において準用す る場合を含む。）の規定による第 一種動物取扱業の登録の通知 (3) 第12条第2項（第13条第2 項、第14条第4項又は第19条第2 項において準用する場合を含 む。）の規定による第一種動物取 扱業の登録の拒否の通知 (4) 第14条第1項から第3項まで の規定による第一種動物取扱業の 変更の届出の受理 (5) 第15条の規定による第一種動 物取扱業者登録簿の閲覧提供 (6) 第16条第1項の規定による第 一種動物取扱業者の廃業等の届出 の受理 (7) 第17条の規定による第一種動 物取扱業者の登録の抹消 (8) 第19条第1項の規定による第 一種動物取扱業の登録の取消し等 (9) 第22条の6第2項の規定によ る犬猫等販売業者の届出の受理	鳥取市		

- |  |  |  |  |
|--|--|--|--|
| (10) 第22条の6第3項の規定による検査書又は死亡診断書の提出の命令                         |  |  |  |
| (11) 第23条第1項及び第2項の規定による第一種動物取扱業者に対する勧告                       |  |  |  |
| (12) 第23条第3項の規定による勧告に係る措置の命令                                 |  |  |  |
| (13) 第24条第1項の規定による第一種動物取扱業者に対する報告の要求及び立入検査                   |  |  |  |
| (14) 第24条の2の規定による第二種動物取扱業の届出の受理                              |  |  |  |
| (15) 第24条の3の規定による第二種動物取扱業の変更等の届出の受理                          |  |  |  |
| (16) 第24条の4において準用する第16条第1項の規定による第二種動物取扱業者の廃業等の届出の受理          |  |  |  |
| (17) 第24条の4において準用する第23条第1項の規定による第二種動物取扱業者に対する勧告              |  |  |  |
| (18) 第24条の4において準用する第23条第3項の規定による勧告に係る措置の命令                   |  |  |  |
| (19) 第24条の4において準用する第24条第1項の規定による第二種動物取扱業者に対する報告の要求及び立入検査     |  |  |  |
| (20) 第25条第1項の規定による周辺の生活環境を損なう事態を生じさせている者に対する勧告               |  |  |  |
| (21) 第25条第2項の規定による勧告に係る措置の命令                                 |  |  |  |
| (22) 第25条第3項の規定による動物が虐待を受けるおそれがある事態を生じさせている者に対する必要な措置の命令又は勧告 |  |  |  |
| (23) 第26条第1項の規定による特定動物の飼養又は保管の許可                             |  |  |  |
| (24) 第27条第2項（第28条第2項において準用する場合を含む。）の規定による特定動物の飼養又は           |  |  |  |

<p>保管の許可に係る条件の付加</p> <p>(25) 第28条第1項の規定による特定動物飼養者の変更の許可</p> <p>(26) 第28条第3項の規定による特定動物飼養者の変更の届出の受理</p> <p>(27) 第29条の規定による特定動物飼養者の許可の取消し</p> <p>(28) 第32条の規定による特定動物飼養者に対する措置命令</p> <p>(29) 第33条第1項の規定による特定動物飼養者に対する報告の要求又は立入検査</p>		
<p>19の13 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成18年環境省令第1号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 第2条第3項の規定による第一種動物取扱業の登録の申請者に対する書類の提出の要求</p> <p>(2) 第2条第5項（第4条第4項において準用する場合を含む。）の規定による登録証の交付</p> <p>(3) 第2条第6項の規定による登録証の再交付</p> <p>(4) 第2条第8項の規定による登録証の亡失の届出の受理</p> <p>(5) 第2条第9項の規定による登録証の返納の受理</p> <p>(6) 第4条第3項の規定による第一種動物取扱業登録の更新期間前の登録の更新</p> <p>(7) 第5条第6項の規定による第一種動物取扱業の変更の届出をした者に対する書類の提出の要求</p> <p>(8) 第10条第1項の規定による動物取扱責任者研修の開催</p> <p>(9) 第10条第3項ただし書の規定による他の動物取扱責任者研修に代える場合の定め及び研修の指定</p> <p>(10) 第10条の6第3項の規定による第二種動物取扱業の申請者に対する書類の提出の要求</p> <p>(11) 第13条第10号の規定による特定動物管轄区域外飼養・保管通知</p>	<p>鳥取市</p>	

書の受理		
(12) 第14条の規定による特定動物の飼養又は保管の許可の有効期間の決定 (13) 第15条第3項の規定による特定動物の飼養又は保管の許可の申請者に対する書類の提出の要求 (14) 第15条第5項（第18条第5項において準用する場合を含む。）の規定による特定動物の飼養又は保管の許可証の交付 (15) 第15条第6項（第18条第5項において準用する場合を含む。）の規定による特定動物の飼養又は保管の許可証の再交付 (16) 第15条第8項（第18条第5項において準用する場合を含む。）の規定による特定動物の飼養又は保管の許可証の亡失の届出の受理 (17) 第15条第9項（第18条第5項において準用する場合を含む。）の規定による特定動物の飼養又は保管の許可証の返納の受理 (18) 第16条第1項の規定による特定動物の飼養又は保管の廃止の届出の受理 (19) 第17条第1号口ただし書及びハただし書の規定による認定 (20) 第18条第3項の規定による特定動物飼養者の変更の許可の申請者に対する書類の提出の要求 (21) 第20条第3号の規定による措置内容の届出の受理		
19の14 鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年鳥取県条例第48号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 第16条第3項の規定による特定動物の収容及び殺処分 (2) 第17条第1項の規定による事故発生時の措置の届出の受理 (3) 第18条第1項の規定による特定動物の飼い主に対する措置命令 (4) 第19条第1項の規定による飼	鳥取市	

い主に対する報告の要求及び立入調査等			
19の15 鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例の施行のための規則に基づく事務のうち、別に規則で定めるもの	鳥取市		
19の16 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成21年法律第26号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 第9条第1項の規定による米穀事業者に対する勧告 (2) 第9条第2項の規定による勧告に係る措置の命令 (3) 第10条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査等	鳥取市		
19の17 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律施行令（平成21年政令第261号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 第7条第3項の規定による消費者庁長官及び農林水産大臣への報告 (2) 第7条第4項の規定による消費者庁長官及び農林水産大臣への報告	鳥取市		
19の18 食品表示法（平成25年法律第70号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 第6条第1項の規定による食品関連事業者に対する指示（主たる事務所が鳥取市の区域内にある事業者に係るものに限る。②及び③において同じ。） (2) 第6条第5項の規定による指示（(1)に係る指示に限る。）に係る措置の命令 (3) 第7条の規定による指示又は命令の公表 (4) 第8条第1項及び第2項の規定による報告等の徴収及び立入検査等 (5) 第12条第1項の規定による申出の受理	鳥取市		

(6) 第12条第3項の規定による調査	
19の19 食品表示法第15条の規定による権限の委任等に関する政令（平成27年政令第68号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの （1） 第5条第3項、第4項第1号及び第7項第3号の規定による農林水産大臣への報告 （2） 第6条第3項、第4項第1号及び第7項第3号の規定による消費者庁長官への報告	鳥取市
19の20 鳥取県魚介類行商条例（昭和40年鳥取県条例第9号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの （1） 第2条第1項の規定による魚介類行商の許可 （2） 第2条第3項の規定による許可に係る条件の付加 （3） 第4条の規定による行商鑑札の交付 （4） 第6条の規定による行商鑑札の返納の受理 （5） 第10条第1項の規定による魚介類行商者に対する報告の要求及び検査 （6） 第11条の規定による必要な措置の命令 （7） 第12条の規定による営業の停止の命令及び許可の取消し	鳥取市
19の21 鳥取県魚介類行商条例の施行のための規則に基づく事務のうち、別に規則で定めるもの	鳥取市
19の22 鳥取県食品衛生条例（平成12年鳥取県条例第17号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの （1） 第3条の2第1項の規定による鳥取県H.A.C.C.P適合施設の認定の申請の受理及び知事への送付 （2） 第4条第2項の規定による営業施設の基準の一部を適用しないことの決定	鳥取市
19の23 鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例（平成16年鳥取県条例第7	鳥取市

<p>号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 第4条第1項の規定による免許の付与</p> <p>(2) 第4条第2項の規定によるふぐ処理師名簿への登録</p> <p>(3) 第4条第3項の規定による免許証の交付</p> <p>(4) 第4条第4項の規定による免許証の書換交付</p> <p>(5) 第4条第5項の規定による免許証の再交付</p> <p>(6) 第9条第2項(第11条第2項において準用する場合を含む。)の規定による意見の聴取</p> <p>(7) 第11条第1項の規定による免許の取消し</p> <p>(8) 第12条第1項の規定によるふぐ取扱い営業の認証</p> <p>(9) 第12条第3項の規定による認証営業台帳への登録及び認証書の交付</p> <p>(10) 第12条第4項の規定による認証書の書換交付</p> <p>(11) 第12条第5項の規定による認証書の再交付</p> <p>(12) 第14条第2項の規定による認証書の書換交付</p> <p>(13) 第14条第3項の規定による認証営業台帳への登録</p> <p>(14) 第15条の規定による認証の取消し</p> <p>(15) 第19条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査等</p>	
19の24 烏取県ふぐの取扱い等に関する条例の施行のための規則に基づく事務のうち、別に規則で定めるもの	鳥取市
略 32 屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第7条第2項から第4項までの規定による広告物等の除却及び第8条第1項から第4項までの規定による除却した広告物等の保管、売却又は廃棄	各市町村 (鳥取市を除く。) 32 屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第7条第2項から第4項までの規定による広告物等の除却及び第8条第1項から第4項までの規定による除却した広告物等の保管、売却又は廃棄(平成10年4月1日前に鳥取

		<u>県屋外広告物条例に違反していた広告物等に係るものを除く。33の項(4)及び(5)において同じ。)</u>
略		略

(鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正)

第3条 鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年鳥取県条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(登録)</p> <p>第3条 県の区域（鳥取市の区域を除く。）内において浄化槽保守点検業を営もうとする者は、知事の登録を受けなければならない。</p> <p>2～5 略</p>	<p>(登録)</p> <p>第3条 浄化槽保守点検業を営もうとする者は、知事の登録を受けなければならない。</p> <p>2～5 略</p>
<p>(営業所の設置等)</p> <p>第11条 浄化槽保守点検業者は、県の区域内に営業所を設置しなければならない。</p> <p>2～4 略</p>	<p>(営業所の設置等)</p> <p>第11条 浄化槽保守点検業者は、県内に営業所を設置しなければならない。</p> <p>2～4 略</p>
<p>(手数料)</p> <p>第17条 略</p>	<p>(手数料)</p> <p>第17条 略</p>
<p>(手数料の減免)</p> <p>第18条 知事は、特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、前条の手数料を減額し、又は免除することができる。</p>	
<p>(規則への委任)</p> <p>第19条 略</p>	<p>(規則への委任)</p> <p>第18条 略</p>
<p>(罰則)</p> <p>第20条 略</p>	<p>(罰則)</p> <p>第19条 略</p>
<p>第21条 略</p>	<p>第20条 略</p>
<p>第22条 略</p>	<p>第21条 略</p>

(鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例の一部改正)

第4条 鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例（平成17年鳥取県条例第68号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(適用除外)</p> <p>第40条 <u>鳥取市の区域における廃棄物処理施設等について</u>は、この条例の規定は、適用しない。</p> <p>2 環境影響評価法（平成9年法律第81号）若しくは鳥取県環境影響評価条例（平成10年鳥取県条例第24号）の対象となる廃棄物処理施設又は移動式の廃棄物処理施設等（規則で定めるものに限る。）の設置については、第2章の規定は、適用しない。</p>	<p>(適用除外)</p> <p>第40条</p> <p>環境影響評価法（平成9年法律第81号）若しくは鳥取県環境影響評価条例（平成10年鳥取県条例第24号）の対象となる廃棄物処理施設又は移動式の廃棄物処理施設等（規則で定めるものに限る。）の設置については、第2章の規定は、適用しない。</p>

(鳥取県使用済物品等の放置防止に関する条例の一部改正)

第5条 鳥取県使用済物品等の放置防止に関する条例（平成27年鳥取県条例第54号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(使用済物品回収業の届出)</p> <p>第7条 使用済物品回収業を営もうとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>収集又は運搬を行う区域</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(使用済物品回収業の届出)</p> <p>第7条 使用済物品回収業を営もうとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>2 略</p>

(鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正)

第6条 鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年鳥取県条例第48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第1章～第4章 略</p> <p>第5章 雜則（第21条～<u>第24条</u>）</p> <p>第6章 罰則（第25条～第27条）</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第4章 略</p> <p>第5章 雜則（第21条～<u>第23条</u>）</p> <p>第6章 罰則（第24条～第26条）</p>

<p><b>附則</b></p> <p>(緊急時の措置)</p> <p>第16条 特定動物の飼い主は、その飼育する特定動物が飼育施設から逃げ出したときは、直ちに<u>知事</u>又は警察署に通報するとともに、当該特定動物の捕獲等を行い、人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止しなければならない。</p> <p>2・3 略</p> <p>(権限の委任)</p> <p>第22条 略</p> <p><u>(適用除外)</u></p> <p>第23条 鳥取市の区域については、この条例の規定（次に掲げる規定（第2号に掲げる規定にあっては、特定動物に関する部分に限る。）を除く。）は、適用しない。</p> <p>(1) 第8条、第16条、第18条第1項及び第24条第1号</p> <p>(2) 第4条から第7条まで、第17条第1項、第19条、第25条第2号、第3号、第5号及び第6号並びに第26条</p> <p>(規則への委任)</p> <p>第24条 略</p> <p>第25条 略</p> <p>第26条 略</p> <p>第27条 略</p>	<p><b>附則</b></p> <p>(緊急時の措置)</p> <p>第16条 特定動物の飼い主は、その飼育する特定動物が飼育施設から逃げ出したときは、直ちに<u>所管の鳥取県総合事務所等設置条例</u>（平成15年鳥取県条例第40号）第2条の規定により設置された総合事務所、同条第5条の規定により設置された生活環境事務所又は警察署に通報するとともに、当該特定動物の捕獲等を行い、人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止しなければならない。</p> <p>2・3 略</p> <p>(権限の委任)</p> <p>第22条 略</p> <p>(規則への委任)</p> <p>第23条 略</p> <p>第24条 略</p> <p>第25条 略</p> <p>第26条 略</p>
---	---

(鳥取県屋外広告物条例の一部改正)

第7条 鳥取県屋外広告物条例（昭和37年鳥取県条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(屋外広告業の登録)	(屋外広告業の登録)
第10条の2 鳥取市の区域以外の県の区域（以下	第10条の2 屋外広告業を営もうとする者は、知事

<p>「県所管区域」という。) 内において屋外広告業を営もうとする者は、知事の登録を受けなければならぬ。</p>	<p>の登録を受けなければならない。</p>
<p>2～5 略</p>	<p>2～5 略</p>
<p>(登録の申請)</p> <p>第10条の3 前条第1項又は第3項の規定による登録(以下「登録」という。)を受けようとする者(以下「登録申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>県所管区域内</u>において営業を行う営業所の名称及び所在地</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(登録の申請)</p> <p>第10条の3 前条第1項又は第3項の規定による登録(以下「登録」という。)を受けようとする者(以下「登録申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>県内</u>において営業を行う営業所の名称及び所在地</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>2 略</p>
<p>(廃業等の届出)</p> <p>第10条の8 屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該各号に定める者は、その日(第1号の場合にあっては、その事実を知った日)から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>県所管区域内</u>において屋外広告業を廃止した場合 屋外広告業者であった個人又は屋外広告業者であった法人の代表者</p> <p>2 略</p>	<p>(廃業等の届出)</p> <p>第10条の8 屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該各号に定める者は、その日(第1号の場合にあっては、その事実を知った日)から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>県内</u>において屋外広告業を廃止した場合 屋外広告業者であった個人又は屋外広告業者であった法人の代表者</p> <p>2 略</p>
<p>(屋外広告業を営む者に対する指導、助言及び勧告)</p> <p>第10条の14 知事は、<u>県所管区域内</u>において屋外広告業を営む者に対し、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な指導、助言及び勧告を行うことができる。</p>	<p>(屋外広告業を営む者に対する指導、助言及び勧告)</p> <p>第10条の14 知事は、<u>県内</u>で屋外広告業を営む者に対し、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な指導、助言及び勧告を行うことができる。</p>
<p>(報告及び検査)</p> <p>第10条の17 知事は、特に必要があると認めるときは、<u>県所管区域内</u>において屋外広告業を営む者に対し、その営業につき、必要な報告を求め、又はその命じた者に営業所その他その営業に関係のある場所に立ち入らせ、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。</p>	<p>(報告及び検査)</p> <p>第10条の17 知事は、特に必要があると認めるときは、<u>県内</u>で屋外広告業を営む者に対し、その営業につき、必要な報告を求め、又はその命じた者に営業所その他その営業に関係のある場所に立ち入らせ、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。</p>

<p>きる。</p> <p>2・3 略</p> <p>(景観行政団体である市町村が処理する事務の範囲等)</p> <p>第23条 法第28条の規定に基づき、法第3条から第5条まで、第7条及び第8条の規定による条例の制定及び改廃に関する事務は、倉吉市が処理することとする。</p> <p>2 倉吉市の区域については、第2章及び第3章の規定は、適用しない。</p>	<p>2・3 略</p> <p>(景観行政団体である市町村が処理する事務の範囲等)</p> <p>第23条 法第28条の規定に基づき、法第3条から第5条まで、第7条及び第8条の規定による条例の制定及び改廃に関する事務は、<u>鳥取市及び倉吉市</u>が処理することとする。</p> <p>2 <u>鳥取市及び倉吉市</u>の区域については、第2章及び第3章の規定は、適用しない。</p>
--	---

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

3 施行日前に知事又はその委任を受けた者が行った移譲事務は、新条例第2条の規定により事務を処理する市町村の行った移譲事務とみなす。前項の規定により知事又はその委任を受けた者が行う移譲事務についても、同様とする。

(鳥取県使用済物品等の放置防止に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

4 施行日前に改正前の鳥取県使用済物品等の放置防止に関する条例第7条第1項の規定により届出がされた使用済物品回収業については、改正後の鳥取県使用済物品等の放置防止に関する条例第7条第1項第3号の区域は、鳥取県の全域として届出がされているものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

5 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

条例名等	鳥取県建築基準法施行条例の一部改正について
提出理由	1 提出理由 建築基準法の一部改正により、用途地域に田園住居地域が追加されたことに伴い、所要の改正を行う。
由及び概要	2 概要 (1) 用途地域内における建築物建築許可の手数料について、田園住居地域における場合を加える。 (2) 施行期日は、平成30年4月1日とする。
	<参考> (許可の内容) 用途地域には、建築基準法第48条で建築できる建物の用途・形態が定められているが、建築できないとされている用途でも建築審査会の同意の上特定行政庁が許可すれば建築できる。 (田園住居地域) 住宅と農地が混在し、両者が調和して良好な住居環境と営農環境を形成している地域をあるべき市街地像として都市計画に位置づけ、開発・建築規制を通じてその実現を図るもの。 (手数料の額) 1件につき、180,000円

鳥取県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

鳥取県建築基準法施行条例（昭和47年鳥取県条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																
<p>別表第3（第13条関係）</p> <table border="1"><thead><tr><th>事務</th><th>金額</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>13 法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、<u>第13項ただし書又は第14項ただし書</u>（法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく許可</td><td>略</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></tbody></table> <p>備考 略</p>	事務	金額	略		13 法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、 <u>第13項ただし書又は第14項ただし書</u> （法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく許可	略	略		<p>別表第3（第13条関係）</p> <table border="1"><thead><tr><th>事務</th><th>金額</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>13 法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書<u>又は第13項ただし書</u>（法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく許可</td><td>略</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></tbody></table> <p>備考 略</p>	事務	金額	略		13 法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書 <u>又は第13項ただし書</u> （法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく許可	略	略	
事務	金額																
略																	
13 法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、 <u>第13項ただし書又は第14項ただし書</u> （法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく許可	略																
略																	
事務	金額																
略																	
13 法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書 <u>又は第13項ただし書</u> （法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく許可	略																
略																	

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

条例名等	鳥取県被災者住宅再建支援条例及び鳥取県基金条例の一部改正について															
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 平成28年10月21日に発生した鳥取県中部地震による被害等を踏まえ、被災者の住宅再建等に係る支援を拡充するため、所要の改正を行う。</p> <p>2 概要 (1) 鳥取県被災者住宅再建支援条例の一部改正 ア 被災市町村が行う次の事業を新たに各支援金の対象とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">区分</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">対象事業</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">交付定額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">被災者住宅再建等支援金</td> <td style="padding: 2px;">半壊世帯の居宅に代わる住宅の建設 又は購入</td> <td style="padding: 2px;">100万円（単数世帯についてでは、75万円）</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding: 2px;">一部損壊世帯（住宅の被害割合が10パーセント以上20パーセント未満の世帯）の居宅の補修</td> <td style="padding: 2px;">補修に要する経費（30万円を限度とする。）</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding: 2px;">住宅に重大な損害を及ぼすおそれのある擁壁等の補修</td> <td style="padding: 2px;">補修に要する経費に3分の2を乗じて得た額（100万円を限度とする。）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">被災者住宅修繕促進支援金</td> <td style="padding: 2px;">被災者住宅再建等支援金の対象となる被災世帯の居宅の補修の促進</td> <td style="padding: 2px;">2万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 単数世帯とは、世帯人数が1人の世帯をいう。</p> <p>イ 上記対象事業の支援先に賃貸住宅の所有者を追加する。 ウ その他所要の規定の整備を行う。</p> <p>(2) 鳥取県基金条例の一部改正 現在鳥取県被災者住宅再建支援条例で定めている鳥取県被災者住宅再建等支援基金に関する規定を、鳥取県基金条例に追加する。</p> <p>(3) 施行期日は、公布日とする。</p> <p>【参考】基金積立方針について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成30年度から積立を再開する。</li> <li>・積立目標額は現行通り20億円とし、20億円を上回る見込みの年度に再度協議する。</li> <li>・平成30年度以降の県の拠出総額と参加市町村の拠出総額は同額とする。</li> <li>・参加市町村が毎年度拠出する額は、県と参加市町村の合計額を1億円とした場合の額又は2億円とした場合の額のいずれか選ぶことができるとしている。</li> </ul>	区分	対象事業	交付定額	被災者住宅再建等支援金	半壊世帯の居宅に代わる住宅の建設 又は購入	100万円（単数世帯についてでは、75万円）		一部損壊世帯（住宅の被害割合が10パーセント以上20パーセント未満の世帯）の居宅の補修	補修に要する経費（30万円を限度とする。）		住宅に重大な損害を及ぼすおそれのある擁壁等の補修	補修に要する経費に3分の2を乗じて得た額（100万円を限度とする。）	被災者住宅修繕促進支援金	被災者住宅再建等支援金の対象となる被災世帯の居宅の補修の促進	2万円
区分	対象事業	交付定額														
被災者住宅再建等支援金	半壊世帯の居宅に代わる住宅の建設 又は購入	100万円（単数世帯についてでは、75万円）														
	一部損壊世帯（住宅の被害割合が10パーセント以上20パーセント未満の世帯）の居宅の補修	補修に要する経費（30万円を限度とする。）														
	住宅に重大な損害を及ぼすおそれのある擁壁等の補修	補修に要する経費に3分の2を乗じて得た額（100万円を限度とする。）														
被災者住宅修繕促進支援金	被災者住宅再建等支援金の対象となる被災世帯の居宅の補修の促進	2万円														

## 鳥取県被災者住宅再建支援条例及び鳥取県基金条例の一部を改正する条例

### (鳥取県被災者住宅再建支援条例の一部改正)

第1条 鳥取県被災者住宅再建支援条例（平成13年鳥取県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<u>鳥取県被災者住宅再建等支援条例</u>	<u>鳥取県被災者住宅再建支援条例</u>
<b>(目的)</b>	<b>(目的)</b>
第1条 この条例は、 <u>指定自然災害</u> により住宅に著しい被害を受けた地域（以下「被災地域」という。）において、県及び県内市町村が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して <u>給付金</u> を交付するための措置を定めることにより、被災地域が活力を失うことなく力強い復興をすることを促進し、もって地域の維持と再生を図ることを目的とする。	第1条 この条例は、 <u>自然災害</u> により住宅に著しい被害を受けた地域（以下「被災地域」という。）において、県及び県内市町村が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して <u>被災者住宅再建支援金</u> を交付するための措置を定めることにより、被災地域が活力を失うことなく力強い復興をすることを促進し、もって地域の維持と再生を図ることを目的とする。
<b>(定義)</b>	<b>(定義)</b>
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
(1) <u>指定自然災害</u> 被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する自然災害のうち、次のいずれかに該当するものであって、知事が参加市町村（ <u>第8条第1項</u> の規定による参加の申込みをした市町村（同条第4項の規定による脱退の届出をした市町村を除く。）をいう。以下同じ。）に協議して指定したものをいう。	(1) <u>自然災害</u> 被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する自然災害のうち、次のいずれかに該当するものであって、知事が参加市町村（ <u>第11条第1項</u> の規定による参加の申込みをした市町村（同条第4項の規定による脱退の届出をした市町村を除く。）をいう。以下同じ。）に協議して指定したものをいう。
ア～ウ 略	ア～ウ 略
エ アからウまでに掲げるもののほか、被災地域における地域社会の維持が困難になるおそれのある被害が発生した自然災害	エ アからウまでに掲げるもののほか、被災地域における地域社会の崩壊を招くおそれのある被害が発生した自然災害
(2) <u>居宅</u> 指定自然災害が発生した日（以下「発生日」という。）の前日においてその所有者、所有者の3親等以内の親族、賃借人その他これらに準ずる者として知事が別に定めるものが生活の本拠としていた住宅をいう。	(2) <u>被災者住宅再建支援金</u> 被災市町村（被災地域の所在する市町村をいう。以下同じ。）が、その条例で定めるところにより、別表の第1欄に掲げる事業（自然災害が発生した日（以下「発生日」という。）以降に着手し、発生日の翌日から起算して同表の第2欄に掲げる期間を経過する日までに完了するものに限る。）を行う同表の第3欄に掲げる世帯（法第2条第2号に規定する被災世帯を除く。）の世帯主（発生日の翌日から起算して同表の第4欄に掲げる期間を経過する日までに、当該事業について被災者住宅再建支援金の交

付を申請する者に限る。以下「交付対象者」という。）に対して交付する同表の第5欄に定める額（以下「交付定額」という。）以上の給付金をいう。

(3) 全壊世帯 指定自然災害により被害を受けた世帯であって、次に掲げるもの（法第2条第2号に規定する被災世帯を除く。）をいう。

ア 当該指定自然災害によりその居宅が全壊した世帯

イ 当該指定自然災害によりその居宅が半壊し、又はその居宅の敷地に被害が生じ、法第2条第2号に規定する事由により、当該居宅を解体し、又は解体されるに至った世帯

ウ 当該指定自然災害に係る法第2条第2号ハに規定する事由により、その居宅が居住不能なものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯

(4) 大規模半壊世帯 指定自然災害によりその居宅が半壊し、法第2条第2号ニに規定する大規模な補修を行わなければこれに居住することが困難であると認められる世帯（同号に規定する被災世帯並びに前号イ及びウに掲げる世帯を除く。）をいう。

(5) 半壊世帯 指定自然災害によりその居宅が損壊した世帯のうち、当該居宅の損壊に係る部分の床面積の延床面積に対する割合又は知事が別に定めるところにより算定した損壊に係る割合（以下「被害割合」という。）が20パーセント以上のもの（前2号に掲げる世帯を除く。）をいう。

(6) 一部損壊世帯 指定自然災害によりその居宅が損壊した世帯のうち、当該居宅の被害割合が10パーセント以上のもの（前3号に掲げる世帯を除く。）をいう。

2 前項第1号アからウまでの規定を適用する場合においては、次の各号に掲げる世帯は、それぞれ当該各号に定める数をもって、住宅が全壊した1の世帯とみなす。

(1) 住宅の被害割合が20パーセント以上である世帯（住宅が全壊したもの及び次号に掲げるものを除く。） 2

(2) 住宅が床上に達する浸水又は土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となつ

(3) 全壊世帯 自然災害により被害を受けた世帯であって、次に掲げるものをいう。

ア 当該自然災害によりその居住する住宅（発生日の前日にその所有者、所有者の3親等以内の親族その他これに準ずる者として知事が別に定める者が生活の本拠としていたものに限る。以下「居宅」という。）が全壊した世帯

イ 当該自然災害によりその居宅が半壊し、又はその居宅の敷地に被害が生じ、法第2条第2号に規定する事由により、当該居宅を解体し、又は解体されるに至った世帯

ウ 当該自然災害に係る法第2条第2号ハに規定する事由により、その居宅が居住不能なものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯

(4) 大規模半壊世帯 自然災害によりその居宅が半壊し、法第2条第2号ニに規定する大規模な補修を行わなければこれに居住することが困難であると認められる世帯（前号イ及びウに掲げる世帯を除く。）をいう。

(5) 半壊世帯 自然災害によりその居宅が損壊した世帯のうち、当該居宅の損壊に係る部分の延床面積又は別に定めるところにより算定した損壊に係る割合が20パーセント以上のもの（第3号及び前号に掲げる世帯を除く。）をいう。

2 前項第1号アからウまでの規定を適用する場合においては、2の大規模半壊世帯又は半壊世帯をもつて1の世帯の住宅の全壊とみなす。

(補助金の交付)

第3条 県は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる給付金（以下「支援金」という。）を交付する被災市町村（被災地域の所在する市町村をいう。以下同じ。）に対し、予算の範囲内で被災者住宅再建等支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(1) 被災者住宅再建等支援金（被災市町村が、その条例で定めるところにより、別表の第1欄に掲げる事業（発生日以降に着手し、発生日の翌日から起算して同表の第2欄に掲げる期間を経過する日までに完了するものに限る。）を行う同表の第3欄に掲げる者であって、発生日の翌日から起算して同表の第4欄に掲げる期間を経過する日までに交付を申請するものに対して交付する同表の第5欄に定める額（以下「交付定額」という。）以上の給付金をいう。以下同じ。）

(2) 被災者住宅修繕促進支援金（被災市町村が、その条例で定めるところにより、指定自然災害により居宅が損壊した世帯（法第2条第2号に規定する被災世帯を除く。）の世帯主又は当該居宅の所有者（被災者住宅再建等支援金（別表第8号に係るもの）を除く。）の交付を受ける者を除き、知事が別に定めるものに限る。）であって、発生日の翌日から起算して1年を経過する日までに交付を申請するものに対して交付する2万円以上の給付金をいう。以下同じ。）

2 前項の規定にかかわらず、知事は、やむを得ない事情により、支援金の交付の対象となる者が同項各号に規定する期間内に交付の申請又は事業の完了をすることができないと認めるときは、参加市町村に協議の上、その期間を延長することができる。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、被災市町村が交付した被災者住宅再建等支援金の額（交付定額を超える額を交付した場合にあっては、交付定額）及び被災者住宅修繕促進支援金の額（2万円を超える額を交付した場合にあっては、2万円）の合計額に10分の9を乗じて得た額以下とする。

(補助金の交付)

第3条 県は、第1条の目的を達成するため、交付対象者に対して被災者住宅再建支援金を交付する被災市町村に対し、予算の範囲内で被災者住宅再建支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、被災市町村が交付対象者ごとに交付した被災者住宅再建支援金の額（交付定額を超える額を交付した場合にあっては、交付定額）の合計額に10分の9を乗じて得た額以下とする。

(基金の設置)

第5条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条

	<p><u>の規定に基づき、補助金の交付に要する経費に充てるため、鳥取県被災者住宅再建支援基金（以下「基金」という。）を設置する。</u></p>
(基金の積立て)	
<u>第5条 鳥取県基金条例（平成19年鳥取県条例第10号）第2条第1項の規定により設置された鳥取県被災者住宅再建等支援基金（以下「基金」という。）</u>	<u>として積み立てる額は、県及び参加市町村が毎年度拠出する額の合計額とする。</u>
2 略	<u>2 参加市町村が毎年度拠出すべき額は、参加市町村に協議して知事が別に定めるものとし、県が拠出すべき額は、参加市町村が拠出する額の合計額に相当する額とする。</u>
3 参加市町村が拠出すべき額は、参加市町村に協議して知事が別に定めるものとし、県が拠出すべき額は、参加市町村が拠出する額の合計額に相当する額とする。	
(基金の管理)	
	<u>第7条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法によりこれを保管しなければならない。</u>
	<u>2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。</u>
(基金の運用益金の処理)	
	<u>第8条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。</u>
(基金の処分)	
<u>第6条</u>	
基金を補助金の交付に必要な経費に充てる場合において処分することができる額は、補助金の額に9分の8を乗じて得た額以下とする。	<u>2 前項の規定により補助金の交付に必要な経費に充てる場合において処分することができる額は、補助金の額に9分の8を乗じて得た額以下とする。</u>
(参加市町村への報告)	
<u>第7条 略</u>	<u>第10条 略</u>
(参加の申込み等)	
<u>第8条 この条例で定める制度（以下「被災者住宅再建等支援制度」という。）に参加しようとする市町</u>	<u>第11条 この条例で定める制度（以下「被災者住宅再建支援制度」という。）に参加しようとする市町村</u>

<p>村は、参加する年度の前年度の末日までに、知事が別に定める参加申込書を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 県及び参加市町村は、毎年5月31日までに、<u>第5条第3項</u>の規定による県又は当該参加市町村が拠出すべき額のうち、当該年度に拠出する額を基金に拠出しなければならない。</p> <p>3 新たに第1項の申込み（以下「参加申込み」という。）を行った市町村が当該参加申込みをした年度の翌年度以降に基金に拠出すべき額は、<u>第5条第3項</u>の規定にかかわらず、既に参加している参加市町村との均衡を考慮して、参加市町村に協議して知事が定める額とする。</p> <p>4 被災者住宅再建等支援制度から脱退しようとする参加市町村は、脱退する年度の前年度の末日までに、知事が別に定める脱退届出書を知事に提出しなければならない。</p> <p>5 略</p> <p>6 市町村の廃置分合又は境界変更があった場合における被災者住宅再建等支援制度上の地位の承継、基金に拠出すべき額の特例その他必要な事項は、参加市町村に協議して知事が別に定める。</p> <p>（委任） 第9条 略</p> <p>附 則 (施行期日) 1 略</p> <p><u>(基金の積立額の検討)</u></p> <p>2 知事は、基金に積み立てた額の合計額が第5条第2項に規定する目途とする額に達すると見込まれるときは、当該達すると見込まれる年度において参加市町村と協議を行い、必要があると認めるときは、基金として積み立てた額の合計額について必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>別表（第3条関係）</p>	<p>は、参加する年度の前年度の末日までに、知事が別に定める参加申込書を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 県及び参加市町村は、毎年5月31日までに、<u>第6条第2項</u>の規定による県又は当該参加市町村が拠出すべき額を基金に拠出しなければならない。</p> <p>3 この条例の施行の日の属する年度（以下「当初年度」という。）に第1項の申込み（以下「参加申込み」という。）をしなかった市町村がその後の年度に参加申込みをした場合において、当該参加申込みをした年度の翌年度に当該市町村が拠出すべき額は、<u>第6条第2項</u>の規定にかかわらず、<u>当初年度から参加した参加市町村との均衡を考慮して、参加市町村に協議して知事が定める額とする。</u></p> <p>4 被災者住宅再建支援制度から脱退しようとする参加市町村は、脱退する年度の前年度の末日までに、知事が別に定める脱退届出書を知事に提出しなければならない。</p> <p>5 略</p> <p>6 市町村の廃置分合又は境界変更があった場合における被災者住宅再建支援制度上の地位の承継、基金に拠出すべき額の特例その他必要な事項は、参加市町村に協議して知事が別に定める。</p> <p>（委任） 第12条 略</p> <p>附 則 (施行期日) 1 略</p> <p><u>(当初年度における特例)</u></p> <p>2 当初年度に市町村が参加申込みをしようとする場合の期限及び当初年度に県及び参加市町村が基金に拠出する期限については、<u>第11条第1項及び第2項の規定にかかわらず、知事が別に定める。</u></p> <p>別表（第2条関係）</p>
--	--

対象事業	完了期間	対象者	申請期間	交付定額	対象事業	完了期間	対象世帯	申請期間	交付定額
(1) 全壊世帯の居宅に代わる住宅（当該居宅の所在する市町村の区域内に設置されるものに限り、賃貸住宅にあっては、知事が別に定めるものに限る。）の建設又は購入（当該建設又は購入について契約を締結する場合にあっては、発生日以降に当該契約を締結したとき限りに限る。以下同じ。）	略	全壊世帯の世帯主又は当該居宅の所有者（知事が別に定めるものに限る。）	略	略	(1) 全壊世帯の居宅に代わる住宅（当該全壊世帯の居宅の所在する市町村の区域内に設置されるものに限る。）の建設又は購入（当該建設又は購入について契約を締結する場合にあっては、発生日以降に当該契約を締結したとき限りに限る。以下同じ。）	略	全壊世帯	略	略
(2) 全壊世帯の居宅の補修（当該補修について契約を締結する場合にあっては、発生日以降に当該契約を締結したときに限る。以下同じ。）				略	(2) 全壊世帯の居宅の補修（当該補修について契約を締結する場合にあっては、発生日以降に当該契約を締結したときに限る。以下同じ。）				略
(3) 大規模半壊世帯の居宅に代わる住宅（当該居宅の所在する市町村の区域内に設置されるものに限り、賃貸住宅にあっては、知事が別に定めるものに限る。）	3年	大規模半壊世帯の世帯主又は当該居宅の所有者（知事が別に定めるものに限る。）	2年	略	(3) 大規模半壊世帯の居宅に代わる住宅（当該大規模半壊世帯の居宅の所在する市町村の区域内に設置されるものに限り。）の建設	3年	大規模半壊世帯	2年	略

<u>別に定めるも のに限る。)</u> の建設又は購入				又は購入			
(4) 大規模半 壊世帯の居宅 の補修			150万円 (単数世 帯につい ては、 112万 5,000 円)	(4) 大規模半 壊世帯の居宅 の補修			150万円 (単数世 帯につい ては、 112万 5,000 円)
(5) 半壊世帯 の居宅に代わ る住宅（当該 居宅の所在す る市町村の区 域内に設置さ れるものに限 り、賃貸住宅 にあっては、 知事が別に定 めるものに限 る。）の建設 又は購入	3年	半壊世帯の 世帯主又は 当該居宅の 所有者（知 事が別に定 めるものに 限る。）	2年	100万円 (単数世 帯につい ては、75 万円)			
(6) 半壊世帯 の居宅の補修	2年	半壊世帯の 世帯主又は 当該居宅の 所有者（知 事が別に定 めるものに 限る。）	1年	補修に要 する経費 (100万 円 (単数 世帯につ いては、 75万円) を限度と する。)	(5) 半壊世帯 の居宅の補修	2年	半壊世帯 の居宅の補修
(7) 一部損壊 世帯の居宅の 補修	2年	一部損壊世 帯の世帯主 又は当該居 宅の所有者 (知事が別 に定めるも のに限 る。)	1年	補修に要 する経費 (30万円 を限度と する。)			
(8) 指定自然 災害により損 壊した擁壁そ の他の知事が	2年	当該構造物 の所有者、 管理者又は 占有者（知 事が別に定 めるものに 限る。）	1年	補修に要 する経費 に3分の 2を乗じ			

別に定める構造物であつて、発生日の前日において現に生活の本拠とされていた住宅に重大な損害を及ぼすおそれのあるものの補修	事が別に定めるものに限る。)	て得た額(100万円を限度とする。)				
(9) (1)から(8)までに掲げるもののほか、知事が参加市町村に協議して別に定める事業	略		(6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、知事が参加市町村に協議して別に定める事業	略		
備考 略			備考 略			

(鳥取県基金条例の一部改正)

第2条 鳥取県基金条例（平成19年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前				
別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）					別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）				
名称	設置目的	積立て	運用益金 の整理又 は処理	処分事由	名称	設置目的	積立て	運用益金 の整理又 は処理	処分事由
略									
26 烏 取元 気づ くり 推進 基金	県民、 特定非営 利活動法 人、事業 者、市町 村、県等 の多様な 主体が連 携し、地 域の自然、歴 史、文化等の特性 に応じた 地域づくりに取り	一般会 計歳入 歳出予 算に定 める額	(1) 一 般会計 歳入歳 出予算 に計上 して、 当該基 金の設 置目的 を達成 するた めに必 要な經 費の財 源に充 当	当該基金の 設置目的を達 成するために 必要な経費の 財源に充てる とき。	26 烏 取元 気づ くり 推進 基金	県民、 特定非営 利活動法 人、事業 者、市町 村、県等 の多様な 主体が連 携し、地 域の自然、歴 史、文化等の特性 に応じた 地域づくりに取り	一般会 計歳入 歳出予 算に定 める額	(1) 一 般会計 歳入歳 出予算 に計上 して、 当該基 金の設 置目的 を達成 するた めに必 要な經 費の財 源に充 当	当該基金の 設置目的を達 成するために 必要な経費の 財源に充てる とき。

			(2) (1)の ほか、 一般会 計歳入 歳出予 算に計 上して 基金に 積立て			(2) (1)の ほか、 一般会 計歳入 歳出予 算に計 上して 基金に 積立て
27 鳥 取県被災者住 宅再建等 者住 宅再 建等 支援 基金	鳥取県 被災者住 宅再建等 支援条例 (平成13 年鳥取県 条例第40 号) 第3 条第1項 に規定す る被災者 住宅再建 等支援事 業費補助 金の交付 に要する 経費に充 てること。	一般会 計歳入 歳出予 算に定 めめる額	一般会計 歳入歳出 予算に計 上して當 該基金に 積立て	(1) 当該基 金の設置目 的を達成す るために必 要な経費の 財源に充て るべき。  (2) 鳥取県 被災者住宅 再建等支援 条例第8条 第5項の規 定による返 還の財源に 充てるとき。		

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 鳥取県被災者住宅再建等支援条例

### (目的)

第1条 この条例は、指定自然災害により住宅に著しい被害を受けた地域（以下「被災地域」という。）において、県及び県内市町村が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して給付金を交付するための措置を定めることにより、被災地域が活力を失うことなく力強い復興することを促進し、もって地域の維持と再生を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 指定自然災害 被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する自然災害のうち、次のいずれかに該当するものであつて、知事が参加市町村（第8条第1項の規定による参加の申込みをした市町村（同条第4項の規定による脱退の届出をした市町村を除く。）をいう。以下同じ。）に協議して指定したものといふ。

- ア 県内において10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然災害
- イ 1の市町村の区域において5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然災害
- ウ 1の集落においてその世帯数の2分の1以上で、かつ、2以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然災害
- エ アからウまでに掲げるもののほか、被災地域における地域社会の維持が困難になるおそれのある被害が発生した自然災害

(2) 居宅 指定自然災害が発生した日（以下「発生日」という。）の前日においてその所有者、所有者の3親等以内の親族、賃借人その他これらに準ずる者として知事が別に定めるものが生活の本拠としていた住宅をいう。

(3) 全壊世帯 指定自然災害により被害を受けた世帯であつて、次に掲げるもの（法第2条第2号に規定する被災世帯を除く。）をいう。

- ア 当該指定自然災害によりその居宅が全壊した世帯
- イ 当該指定自然災害によりその居宅が半壊し、又はその居宅の敷地に被害が生じ、法第2条第2号ロに規定する事由により、当該居宅を解体し、又は解体されるに至った世帯
- ウ 当該指定自然災害に係る法第2条第2号ハに規定する事由により、その居宅が居住不能なものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯

(4) 大規模半壊世帯 指定自然災害によりその居宅が半壊し、法第2条第2号ニに規定する大規模な補修を行わなければこれに居住することが困難であると認められる世帯（同号に規定する被災世帯並びに前号イ及びウに掲げる世帯を除く。）をいう。

(5) 半壊世帯 指定自然災害によりその居宅が損壊した世帯のうち、当該居宅の損壊に係る部分の床面積の延床面積に対する割合又は知事が別に定めるところにより算定した損壊に係る割合（以下「被害割合」という。）が20パーセント以上のもの（前2号に掲げる世帯を除く。）をいう。

(6) 一部損壊世帯 指定自然災害によりその居宅が損壊した世帯のうち、当該居宅の被害割合が10パーセント以上のもの（前3号に掲げる世帯を除く。）をいう。

2 前項第1号アからウまでの規定を適用する場合においては、次の各号に掲げる世帯は、それぞれ当該各号に定める数をもって、住宅が全壊した1の世帯とみなす。

(1) 住宅の被害割合が20パーセント以上である世帯（住宅が全壊したもの及び次号に掲げるものを除く。） 2

(2) 住宅が床上に達する浸水又は土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯 3

（補助金の交付）

第3条 県は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる給付金（以下「支援金」という。）を交付する被災市町村（被災地域の所在する市町村をいう。以下同じ。）に対し、予算の範囲内で被災者住宅再建等支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(1) 被災者住宅再建等支援金（被災市町村が、その条例で定めるところにより、別表の第1欄に掲げる事業（発生日以降に着手し、発生日の翌日から起算して同表の第2欄に掲げる期間を経過する日までに完了するものに限る。）を行う同表の第3欄に掲げる者であって、発生日の翌日から起算して同表の第4欄に掲げる期間を経過する日までに交付を申請するものに対して交付する同表の第5欄に定める額（以下「交付定額」という。）以上の給付金をいう。以下同じ。）

(2) 被災者住宅修繕促進支援金（被災市町村が、その条例で定めるところにより、指定自然災害により居宅が損壊した世帯（法第2条第2号に規定する被災世帯を除く。）の世帯主又は当該居宅の所有者（被災者住宅再建等支援金（別表第8号に係るもの）を除く。）の交付を受ける者を除き、知事が別に定めるものに限る。）であって、発生日の翌日から起算して1年を経過する日までに交付を申請するものに対して交付する2万円以上の給付金をいう。以

下同じ。)

- 2 前項の規定にかかわらず、知事は、やむを得ない事情により、支援金の交付の対象となる者が同項各号に規定する期間内に交付の申請又は事業の完了をすることができないと認めるときは、参加市町村に協議の上、その期間を延長することができる。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、被災市町村が交付した被災者住宅再建等支援金の額（交付定額を超える額を交付した場合にあっては、交付定額）及び被災者住宅修繕促進支援金の額（2万円を超える額を交付した場合にあっては、2万円）の合計額に10分の9を乗じて得た額以下とする。

(基金の積立て)

第5条 鳥取県基金条例（平成19年鳥取県条例第10号）第2条第1項の規定により設置された鳥取県被災者住宅再建等支援基金（以下「基金」という。）として積み立てる額は、県及び参加市町村が毎年度拠出する額の合計額とする。

- 2 基金として積み立てる額の合計額は、20億円を目途とする。
- 3 参加市町村が拠出すべき額は、参加市町村に協議して知事が別に定めるものとし、県が拠出すべき額は、参加市町村が拠出する額の合計額に相当する額とする。

(基金の処分)

第6条 基金を補助金の交付に必要な経費に充てる場合において処分することができる額は、補助金の額に9分の8を乗じて得た額以下とする。

(参加市町村への報告)

第7条 知事は、毎年度、基金の管理及び処分の状況を参加市町村に報告するものとする。

(参加の申込み等)

第8条 この条例で定める制度（以下「被災者住宅再建等支援制度」という。）に参加しようとする市町村は、参加する年度の前年度の末日までに、知事が別に定める参加申込書を知事に提出しなければならない。

- 2 県及び参加市町村は、毎年5月31日までに、第5条第3項の規定による県又は当該参加市町村が拠出すべき額のうち、当該年度に拠出する額を基金に拠出しなければならない。

- 3 新たに第1項の申込み（以下「参加申込み」という。）を行う市町村が当該参加申込みをした年度の翌年度以降に基金に拠出すべき額は、第5条第3項の規定にかかわらず、既に参加している参加市町村との均衡を考慮して、参加市町村に協議して知事が定める額とする。
- 4 被災者住宅再建等支援制度から脱退しようとする参加市町村は、脱退する年度の前年度の末日までに、知事が別に定める脱退届出書を知事に提出しなければならない。
- 5 前項の届出をした市町村には、当該市町村が拠出した額の範囲内において参加市町村に協議して知事が定める額を基金から返還するものとする。
- 6 市町村の廃置分合又は境界変更があった場合における被災者住宅再建等支援制度上の地位の承継、基金に拠出すべき額の特例その他必要な事項は、参加市町村に協議して知事が別に定める。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（基金の積立額の検討）

- 2 知事は、基金に積み立てた額の合計額が第5条第2項に規定する目途とする額に達すると見込まれるときは、当該達すると見込まれる年度において参加市町村と協議を行い、必要があると認めるときは、基金として積み立てる額の合計額について必要な措置を講ずるものとする。

#### 附 則（平成14年条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。

#### 附 則（平成20年条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。

#### 附 則（平成24年条例第65号）

この条例は、公布の日から施行する。

#### 附 則（平成29年条例第 号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

(平20条例21・全改)

対象事業	完了期間	対象者	申請期間	交付定額
(1) 全壊世帯の居宅に代わる住宅（当該居宅の所在する市町村の区域内に設置されるものに限り、賃貸住宅については、知事が別に定めるものに限る。）の建設又は購入（当該建設又は購入について契約を締結する場合にあっては、発生日以降に当該契約を締結したときに限る。以下同じ。）	3年	全壊世帯の世帯主 又は当該居宅の所有者（知事が別に定めるものに限る。）	2年	300万円（単数世帯については、225万円）
(2) 全壊世帯の居宅の補修（当該補修について契約を締結する場合にあっては、発生日以降に当該契約を締結したときに限る。以下同じ。）				200万円（単数世帯については、150万円）
(3) 大規模半壊世帯の居宅に代わる住宅（当該居宅の所在する市町村の区域内に設置されるものに限り、賃貸住宅にあっては、知事が別に定めるものに限る。）の建設又は購入	3年	大規模半壊世帯の世帯主又は当該居宅の所有者（知事が別に定めるものに限る。）	2年	250万円（単数世帯については、187万5,000円）
(4) 大規模半壊世帯の居宅の補修				150万円（単数世帯については、112万5,000円）

(5) 半壊世帯の居宅に代わる住宅(当該居宅の所在する市町村の区域内に設置されるものに限り、賃貸住宅にあっては、知事が別に定めるものに限る。)の建設又は購入	3年	半壊世帯の世帯主 又は当該居宅の所有者(知事が別に定めるものに限る。)	2年	100万円(単数世帯については、75万円)
(6) 半壊世帯の居宅の補修	2年	半壊世帯の世帯主 又は当該居宅の所有者(知事が別に定めるものに限る。)	1年	補修に要する経費(100万円(単数世帯については、75万円)を限度とする。)
(7) 一部損壊世帯の居宅の補修	2年	一部損壊世帯の世帯主又は当該居宅の所有者(知事が別に定めるものに限る。)	1年	補修に要する経費(30万円を限度とする。)
(8) 指定自然災害により損壊した擁壁その他の知事が別に定める構造物であって、発生日の前日において現に生活の本拠とされていた住宅に重大な損害を及ぼすおそれのあるものの補修	2年	当該構造物の所有者、管理者又は占有者(知事が別に定めるものに限る。)	1年	補修に要する経費に3分の2を乗じて得た額(100万円を限度とする。)
(9) (1)から(8)までに掲げるもののほか、知事が参加市町村に協議して別に定める事業	知事が参加市町村に協議して別に定める期間	知事が参加市町村に協議して別に定める世帯	知事が参加市町村に協議して別に定める期間	知事が参加市町村に協議して別に定める額

備考 この表において「単数世帯」とは、法第3条第2項に規定する単数世帯をいう。

条例名等	鳥取県手数料徴収条例の一部改正について														
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 近年の建築士法の改正に伴う審査事務量の増大等を踏まえ、受益と負担の公平性を確保するため、建築士事務所登録手数料の額を引き上げる。</p> <p>2 概 要 (1) 次のとおり手数料の額を引き上げる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事務の区分</th> <th rowspan="2">単 位</th> <th colspan="2">金 額</th> </tr> <tr> <th>現 行</th> <th>改 正 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1級建築士事務所の登録</td> <td>1 件につき</td> <td>15,000円</td> <td>17,000円</td> </tr> <tr> <td>2級建築士事務所又は木造建築士事務所の登録</td> <td>1 件につき</td> <td>10,000円</td> <td>12,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 施行期日は、平成30年4月1日とする。</p>	事務の区分	単 位	金 額		現 行	改 正 後	1級建築士事務所の登録	1 件につき	15,000円	17,000円	2級建築士事務所又は木造建築士事務所の登録	1 件につき	10,000円	12,000円
事務の区分	単 位			金 額											
		現 行	改 正 後												
1級建築士事務所の登録	1 件につき	15,000円	17,000円												
2級建築士事務所又は木造建築士事務所の登録	1 件につき	10,000円	12,000円												

## 鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(手数料の徴収) 第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。 (1)～(302) 略 (303) 建築士法第23条第1項の規定に基づく建築士事務所の登録（同条第3項の規定に基づく更新の登録を含む。）次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額 ア 1級建築士事務所 1件につき <u>17,000円</u> イ 2級建築士事務所又は木造建築士事務所 1件につき <u>12,000円</u> (304)～(328) 略 2 略	(手数料の徴収) 第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。 (1)～(302) 略 (303) 建築士法第23条第1項の規定に基づく建築士事務所の登録（同条第3項の規定に基づく更新の登録を含む。）次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額 ア 1級建築士事務所 1件につき <u>15,000円</u> イ 2級建築士事務所又は木造建築士事務所 1件につき <u>10,000円</u> (304)～(328) 略 2 略

### 附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

件名	議会の委任による専決処分の報告について (6) 鳥取県環境美化の促進に関する条例の一部改正について (平成29年11月16日専決)
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 都市計画法の一部改正に伴い、条例中引用している同法の条項が改められたことから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、平成29年11月16日専決処分をしたので、同条第2項の規定により本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要 (1) 条例の規定中引用する都市計画法の条項を改める。 (2) 施行期日は、平成30年4月1日とする。</p>

## 鳥取県環境美化の促進に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県環境美化の促進に関する条例（平成9年鳥取県条例第15号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(環境美化促進地区の指定) 第9条 知事は、市町村長の申出に基づき、次の各号のいずれかに該当する区域のうち、空き缶等が散乱し、又は散乱するおそれがある地区であって、特に環境美化を計画的に進める必要があるものを環境美化促進地区（以下「指定地区」という。）として指定することができる。 (1)～(3) 略 (4) 都市計画法（昭和43年法律第100号） <u>第9条第10項</u> に規定する商業地域の区域 (5) 略 2～5 略	(環境美化促進地区の指定) 第9条 知事は、市町村長の申出に基づき、次の各号のいずれかに該当する区域のうち、空き缶等が散乱し、又は散乱するおそれがある地区であって、特に環境美化を計画的に進める必要があるものを環境美化促進地区（以下「指定地区」という。）として指定することができる。 (1)～(3) 略 (4) 都市計画法（昭和43年法律第100号） <u>第9条第9項</u> に規定する商業地域の区域 (5) 略 2～5 略

### 附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

件名	議会の委任による専決処分の報告について (7) 烏取県営住宅の明渡し等の請求に係る和解について (平成29年11月16日専決)											
提出理由	<p>1 提出理由 県営住宅の家賃を滞納したことに係る県営住宅の明渡し等の請求に係る起訴前の和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、平成29年11月16日専決処分をしたので、同条第2項の規定により本議会に報告するものである。</p>											
由及概要	<p>2 概要 (1) 和解の相手方 甲 県営住宅入居者 倉吉市個人 乙 連帯保証人 倉吉市個人</p> <p>(2) 和解の要旨</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>訴訟の概要</th> <th>和解の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>賃貸借契約</td> <td>県営住宅及び駐車場の明渡し</td> <td> <p>① 賃貸借契約解除及び駐車場使用許可取消しを撤回し、甲が県営住宅及び駐車場の賃借権を有することを認める。</p> <p>② 県は、甲が再び家賃を3か月以上滞納したときは、賃貸借契約を解除し、及び駐車場使用許可を取り消すことができる。</p> <p>③ 甲は、②により賃貸借契約を解除し、及び駐車場使用許可を取り消されたときは、県営住宅及び駐車場を直ちに明け渡す。</p> <p>④ 県は、甲が再び駐車場使用料を3か月以上滞納したときは、駐車場使用許可を取り消すことができる。</p> <p>⑤ 甲は、④により駐車場使用許可を取り消されたときは、駐車場を直ちに明け渡す。</p> </td></tr> <tr> <td>金銭債務</td> <td> <p>① 滞納家賃及び賃貸借契約解除日の翌日から県営住宅明渡しの日までの期間に係る近傍同種の住宅の家賃の額の2倍の額（111,400円）の支払い。</p> <p>② 滞納駐車場使用料及び駐車場使用許可取消し日の翌日から駐車場明渡しの日までの期間に係る近傍同種の駐車場使用料の2倍の額（4,400円）の支払い。</p> </td> <td> <p>⑥ 316,100円（滞納家賃及び賃貸借契約解除日の翌日から平成29年9月分までの家賃相当額（月額17,900円）を支払ったことを確認する。</p> <p>⑦ 35,200円（滞納駐車場使用料及び駐車場使用許可取消し日の翌日から平成29年9月分までの駐車場使用料相当額（月額2,200円））を支払ったことを確認する。</p> </td></tr> </tbody> </table> <p>(3) 和解の趣旨 ア 和解の相手方が未払家賃及び未払駐車場使用料を支払ったこと。 イ 和解の内容が、県にとって著しく不利益なものではないこと。</p>			区分	訴訟の概要	和解の概要	賃貸借契約	県営住宅及び駐車場の明渡し	<p>① 賃貸借契約解除及び駐車場使用許可取消しを撤回し、甲が県営住宅及び駐車場の賃借権を有することを認める。</p> <p>② 県は、甲が再び家賃を3か月以上滞納したときは、賃貸借契約を解除し、及び駐車場使用許可を取り消すことができる。</p> <p>③ 甲は、②により賃貸借契約を解除し、及び駐車場使用許可を取り消されたときは、県営住宅及び駐車場を直ちに明け渡す。</p> <p>④ 県は、甲が再び駐車場使用料を3か月以上滞納したときは、駐車場使用許可を取り消すことができる。</p> <p>⑤ 甲は、④により駐車場使用許可を取り消されたときは、駐車場を直ちに明け渡す。</p>	金銭債務	<p>① 滞納家賃及び賃貸借契約解除日の翌日から県営住宅明渡しの日までの期間に係る近傍同種の住宅の家賃の額の2倍の額（111,400円）の支払い。</p> <p>② 滞納駐車場使用料及び駐車場使用許可取消し日の翌日から駐車場明渡しの日までの期間に係る近傍同種の駐車場使用料の2倍の額（4,400円）の支払い。</p>	<p>⑥ 316,100円（滞納家賃及び賃貸借契約解除日の翌日から平成29年9月分までの家賃相当額（月額17,900円）を支払ったことを確認する。</p> <p>⑦ 35,200円（滞納駐車場使用料及び駐車場使用許可取消し日の翌日から平成29年9月分までの駐車場使用料相当額（月額2,200円））を支払ったことを確認する。</p>
区分	訴訟の概要	和解の概要										
賃貸借契約	県営住宅及び駐車場の明渡し	<p>① 賃貸借契約解除及び駐車場使用許可取消しを撤回し、甲が県営住宅及び駐車場の賃借権を有することを認める。</p> <p>② 県は、甲が再び家賃を3か月以上滞納したときは、賃貸借契約を解除し、及び駐車場使用許可を取り消すことができる。</p> <p>③ 甲は、②により賃貸借契約を解除し、及び駐車場使用許可を取り消されたときは、県営住宅及び駐車場を直ちに明け渡す。</p> <p>④ 県は、甲が再び駐車場使用料を3か月以上滞納したときは、駐車場使用許可を取り消すことができる。</p> <p>⑤ 甲は、④により駐車場使用許可を取り消されたときは、駐車場を直ちに明け渡す。</p>										
金銭債務	<p>① 滞納家賃及び賃貸借契約解除日の翌日から県営住宅明渡しの日までの期間に係る近傍同種の住宅の家賃の額の2倍の額（111,400円）の支払い。</p> <p>② 滞納駐車場使用料及び駐車場使用許可取消し日の翌日から駐車場明渡しの日までの期間に係る近傍同種の駐車場使用料の2倍の額（4,400円）の支払い。</p>	<p>⑥ 316,100円（滞納家賃及び賃貸借契約解除日の翌日から平成29年9月分までの家賃相当額（月額17,900円）を支払ったことを確認する。</p> <p>⑦ 35,200円（滞納駐車場使用料及び駐車場使用許可取消し日の翌日から平成29年9月分までの駐車場使用料相当額（月額2,200円））を支払ったことを確認する。</p>										

## 長期継続契約の締結状況について

### 【新規契約】

番号	契約所属名	種類	契約対象物品	数量	契約の相手方	契約金額 円	契約期間	設置場所等
1	西部総合事務所	物品保守	ノートパソコン	2台	米子市西三郷328番地 株式会社ケーワークス	417,960円	平成29年9月1日 ～平成33年3月31日	鳥取県西部総合事務所 生活環境局